

令和元年第6回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月12日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	9月13日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	9月13日 15時10分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	建設課長	金城 和廣 君
	教育行政課長	新城 米広 君	建設課参事	知念 利次 君
	会計管理者	山城 直也 君	農林水産課長	西江 忍 君
	公営企業課長	東江 民雄 君	福祉課長	亀里 裕治 君
	商工観光課長	万寿 祥久 君	住民課長	島袋 英樹 君
	医療保健課長	宮里 政喜 君	農業委員会事務局長	大城 篤 君
総務課長補佐	平敷 兼清 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第6回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月13日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（2人）
第2	報告第11号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について
第3	報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第4	議案第47号	本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第5	議案第48号	伊江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第49号	伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第50号	伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第51号	伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第52号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について
第10	議案第53号	本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について
第11	議案第54号	伊江島蒸留所の指定管理者の指定について
第12	議案第55号	村営フナズ地区土地改良事業の事業計画の変更について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和元年第6回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。昨日に続き一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

7番 内間広樹議員の登壇を許します。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

通告に基づき、一般質問を行います。

1. 伊江村第4次総合計画と終了後の次期総合計画は。

平成23年度に策定された伊江村第4次総合計画の基本計画は、10年間の計画となっており、前期計画の5年が終了、現在後期計画の4年目となり、残すところ1年となっています。

『互いに支えあい、誇りを持って、豊かな気持ちで暮らし続けられる村』の実現をめざし、産業・雇用、教育・生涯学習、健康・福祉、環境、生活・安全、協働地域と各分野ごとに、取り組みの方向性と将来像が示され、村の政策として実施されてきたことだと思慮し下記の点について、伺います。

1. 人口フレーム2020年に、おおむね5,000人の達成状況は。

2. 次期総合計画の策定予定は。以上であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

内間広樹議員の「伊江村第4次総合計画と終了後の次期総合計画は」の御質問にお答えをいたします。

議員お説のとおり「伊江村第4次総合計画」は「互いに支えあい、誇りを持って、豊かな気持ちで暮らし続けられる村」の実現を目指し、平成23年3月に策定しております。

この計画は、今後10年間の地域経営・行政経営の基本となる基本構想と、「産業・雇用」「教育・生涯学習」「健康・福祉」「環境」「生活・安全」「協働・地域」など、今後5年間の取り組むべき施策課題等を体系的に示した基本計画からなるものであります。

御指摘のとおり、現行の後期計画も4年目を迎え、残すところあと1年ほどとなっております。

それでは、1つ目の「人口フレーム2020年に、おおむね5,000人の達成状況は」について、お答えをいたします。

人口フレームの中で「西暦2020年(平成32年)の将来目標人口=おおむね5,000人」と目標を立てておりますが、全国的に人口減少社会に直面する中で、本村においても例外ではなく、平成31年3月末現在の住基人口と比較すると、目標値の91%と厳しい結果となっております。

2つ目の「次期総合計画の策定予定は」について、お答えをいたします。

現行の第4次総合計画が令和2年度に最終年次を迎えることから、次期総合計画の必要性は深く認識しており、村の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本指針として、村民ニーズを的確に捉えつつ、効率的で効果的な地域経営を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間の総合計画を策定することにしております。

策定までの大まかなスケジュールとしましては、今年度より現計画の検証作業を行い、それらを基に次期計画の方向性等を検討してまいります。

次年度においては、先の検証と村民や行政を取りまく社会経済情勢を踏まえ、村の将来像や基本的施策の

実現のため、主要な課題と施策の取組み方針、村の役割と村民に期待すること等を記載するとともに、より広い視野で、長期的な展望に立った事業展開が図れる計画を策定していきたいと考えております。

なお、次期総合計画におきましては、伊江村振興計画審議会等の審議を経て、まとめ次第、各議員にお配りしたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

人口フレーム2020年に、おおむね5,000人の目標の達成率が91%ということで、4,550人の人口ということだと思います。第4次総合計画ということで通告をしてあるので、恐らく皆さんその計画書をお持ちだと思いますが、その第4次総合計画をもとに作成された伊江村人口ビジョン及び伊江村まち・ひと・しごと創生総合戦略、国の長期ビジョンの計画の中の2060年までのことを計画とされているという中の資料をいくつか通して、質問させていただきたいと思います。

30年後は伊江村という自治体はなくなるのではないかということで、日本創生会議で検証結果を出されてきました。その日本創生会議、あるいは国立社会保障人口問題研究所がシミュレーションをした伊江村の人口のデータがあります。そのデータだと何の施策も取り組まないまま、そのままの減少率でいくと2020年、来年度なんですけれども、おおよそ4,291人になるだろうということでシミュレーションされています。しかし、そのシミュレーションの中に1、2があるんですが、合計特殊出生率が人口2.1、それまで1.9でしたか2.1まで上昇し、かつ人口移動が均衡、転出、転入が均衡であるのであれば2020年は4,523人であろうというふうにシミュレーションされています。

目標の5,000人に至ってはしないけれども、右肩下がり率がやや緩やかになっているんじゃないかというふうに私は見えています。その要因は何だろうということを、少し私なりに調べてみました。亡くなる方は、「死ぬな」と言っても亡くなるので、これはどうしようもないことだと思います。この自然減に関しては、あと自然増に対する、この子どもたちの出生率を30年から遡って10年間、調べてみました。30年から26年までの5カ年間の年間の出生数が平均すると約40人。25年から21年間の5年間の出生率が35人、5人増えている。年間の出生数がそういったことも要因にあるので、右肩下がり率が緩くなっているのは、その辺のことも要因にあるのではないかと思います。村がこれまで計画に上げてきた子育て支援の成果の現れの一つではないかと、私は見ております。

それで次期計画をこれから総点検をして、方向性を検討してまいりますということがあります。この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の二部で、基本目標を設置してあります。これは一番最後には、1年ごとにその実情にあわせ総合戦略の効果検証を改定を行うということになっているので、そういう実務をされてこられたと思うんですけれども、例えば基本目標、働きがいのある仕事の創出、このベースが平成26年と31年の5カ年になります。平成26年で302事業所を目標値307事業所、伊江村に人の流れをつくる。村内の入域観光客数、平成26年13万9,000人を目標値15万人にする。年間の転入者数220人を255人にするという各分野において目標を掲げております。農業分野でいきますと、年間農業生産額38億4,000万円を、平成31年度には39億6,000万円になっています。今40億円を超えていると思いますけれども、この辺は目標をクリアしているのかと思います。この資料、改めて読むと凝縮されているんですよ。しっかりと検証して、達成率を上げてこれからもテコ入れするところ、目標達成したもの、また新たに組み込んでいくもの等を検証をして、次の振興計画にいかしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

「伊江村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略」につきまして、るる細かな説明までいただきまして、大変恐縮でございます。これにつきまして、総合計画と同じ時期に策定しておりまして、5年ごとに見直しをしていく時期にきております。議員がおっしゃるとおり、人口におきましては今、達成率が91%ということで、喜ぶべきか、また悲しむというか、もうちょっと頑張らなければという気持ちでいるべきなのかという部分がありますが、いずれにしても人口が多いほうがいいわけでございますので、さらに右肩というか、U字カーブを描けるようにできたらと思っております。説明がありましたとおり、将来人口に及ぼす社会増減の影響が大きくて、若い世代の転出抑制と、転入増加によって、人口移動の均衡を図っていく。そして働きがいのある仕事の創出や定住支援等により、伊江村に新しい人の流れをつくる等の目標を掲げながら、この総合戦略は進められております。毎年検証するのが難しいものでございますけれども、総合計画を策定する中でこの「人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も踏まえて、同時に策定をしていく必要があるのかなと事務方としては考えております。どれぐらいの中身で策定するかにつきましては、今後検討の余地があると思っておりますけれども、いずれにしましても、両方同時進行で進めていければと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地政雄君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内間広樹議員

先ほどこの目標値の事例を一つ、二つあげさせていただいたんですけれども、この中に定住相談窓口を通じた定住相談件数5カ年間で20件以上、担当課は総務課ということで主な取り組みとして定住相談窓口の設置、定住相談支援員の配置、空き家の活用と取り組むことを目標にあげられています。この総合計画の検証とあわせて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も検証していただいて、次の総合計画にいかしていただければと思っております。この中のある資料があるんですが、これは国が調査した資料が添付されているんですけれども、東京都在住者の移住に対する意識調査ということで、東京都以外へ移住を検討した理由ということで示されている調査結果があります。

東京都以外へ移住を検討した理由、第1位「出身地であるから」出身地であるから、地元に戻りたいというのが37.9%、第2位に「スローライフを実現したいから」これが36.9%、そして第5位「自分にあった生活スタイルをつくりたいから」これが24%ということで、移住する先での求める自分の生活スタイルが、その出身者であるからということが一番大きいんですけれども、そこにゆかりのない方々の検討した理由としては、スローライフを実践したいからということ。自分の生活スタイルをつくりたいからということがアンケート調査として載っております。

あとの質問につなげたいと思います。それと次期総合計画は、令和3年から令和12年までの10年間の総合計画を策定するとあります。1次から4次まで総合計画で先ほども申し上げましたけれども、産業振興・教育・福祉・環境・生活、各分野ごとの施設整備や機能強化、強化体制等を取り組んできておられますが、そんな中で我が家はその後と、取り組まれてきたと思います。「我が家」というのは、「庁舎」ですね。「庁舎建設」バリアフリー化された高齢者、障がい者に優しい庁舎施設整備、あるいはこれまで議会で質問のありました文化会館、あるいは郷土資料館、そういう施設整備も令和3年から12年までの10年間の次期計画の中に、年次的に組み込んだらいかかということをお聞きします。

○ 議長 渡久地政雄君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

この件につきましては、以前から質疑があります。特に役場の庁舎については、防衛の補助事業で昭和58年につくった建物ですが、あれから随分、時も経っております。非常に不具合がありそして中央公民館、あるいは改善センターについても、非常に雨漏りもし始めてきているということもあって、今後それぞれにかかる経費についても、考えていけないといけないということで、実は3年、4年前に、平成27年度からそれにかかる費用の負担金といいますか。積み立てをしていこうということで、公共施設の整備のための基金を積み立てておまして、ほぼ毎年、約5,000万円近くの積み立てをしていく中で、27年度からスタートしております。今それにかかる補助事業をどの事業で入れていくかなども検討していきながら、その裏負担については、基金でもって充当していくということも考えながら、前向きに公共施設の改善については、今後より具体化して計画を進めていけないといけないというところに来ております。補助事業についてはまだ決めきれないというところもありますので、その件についてはまた時間を要するだろうと思っております。積極的に公共施設についても今後検討していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

庁舎等については、その資金造成については、今副村長からあったとおりであります。内間広樹議員からありました庁舎の改築、そして村民あるいは関係者から要望が強い郷土資料館、文化会館、その辺も伊江村において、これまでのいろんな基盤、社会資本をしていく中で、必要性は感じつつもこれまでその道筋をつけられなかった村民が要望する施設でございます。当然のごとく次の次期計画には、そういうことをしっかりと掲げて、どのようなスタンス、どういう課題があるかということも検証をしながら、次期計画の中にはこの3施設については、当然組み入れていくべきものだと思っております。

そういう中で一番大きな検討課題になるのは実施するとして、やはりその場所、位置が大きな重要な事項になると思っております。今後その計画にもしっかりと乗せていきますが、今後の計画の中ではどういったところにつくって、多くの皆さんが活用できるような場所はどこなのかという部分、または庁舎についても、現在の場所で総合的な一体的な庁舎建築ができるかも、今後のひとつの大きな議論の一つだと思っております。次期計画に据えながら議会をはじめ、多くの皆さんの意見といたしますか。活発な議論をやりながら、そういう中で意見を集約して3つの施設についての最終的な道筋がつけられればと思っております。

議員の質問の趣旨であります部分につきましては、その3つの施設については、次期総合計画の中にしっかりと掲げて、多くの村民あるいは関係者にしっかりとわかるような計画にしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

はい、わかりました。先ほども申しました第4次総合計画、あと1年残されているということで、また次の総合計画も策定されていく検討されていくという中で、重複する時期もきっと出てくるでしょう。新しい事業も始まるし、その中では目標を達成した事業や行事に関しては、圧縮、あるいはやめていくというようなことで、事業も圧縮する話し合いもこの計画を立てる中でやっていただきたい。

この計画に乗る話ではないんだけれども、例えば、内間広樹一議員として感じるのは、新築工事をやりませぬ。祈願祭（なおりい）をやりませぬ。これはとても大事なことだと思うんだけれども、その後、食事準備されて、飲み物準備されて、これは請けた業者の皆さんの心配りだとは思わんだけれども、こういうことって本当にこれからも必要なのかと。そういう細かい話し合いですよ。あるいは村政功労、2カ年に1回でいいんじゃないかと。圧縮することは、できるところは結構あると思います。その辺を次の計画を立てる

上で、このアンケートの中にもあったようにスローライフを求めて、移住されてきた方が「意外と忙しい伊江島だな」と感じて、島を離れることがないように、例えて今2つ話をさせていただいたんですけれども、あくまでも例えです。でも話し合おうと思えば、そういう話し合いは結構あるのではないかとという中で、事業の圧縮あるいは廃止するのは廃止ということも含めて、次の総合戦略を練る上では話し合っていて、策定していただきたいというお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

総合振興計画ですから、10年間の伊江村の10年後のあるべき姿に向かって、いろんな施設、要するに社会資本等の生産基盤を含めて、しっかりとしたそういう体系的な部分をつくるのと、もう一つは、伊江村に住む村民、住民の皆さんがこの10年間で生活が豊かになって、物の豊かさ、あるいは心の豊かさも享受できるような、計画をつくって、この島に住む喜び、この島で働く幸せ、そして都市との交流によるさらなる伊江島の活性化が図られるような、計画にしていきたいと思っております。

先ほどあった事柄については、検討委員会もつくりますので、みんなで議論を深めつつ、新生活運動との兼ね合いもありますが、やはり無理、無駄、見栄のない生活も今後の10年の中ではしっかりとみんなで議論をしていくべき検討課題と思っております。その辺を含めまして、しっかりと取り組みさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで7番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

次に、10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は、1点目に、保育所入所待機児童対策について。2点目に、(仮称)「夕日を観る丘」の設置について、質問します。

1. 保育所入所待機児童対策について、質問します。

福祉課の調査によりますと、保育所入所待機児童数は9月2日現在13人で年齢別では、0歳児が8人、1歳児が3人、2歳児が0人、3歳児が2人となっています。その内ファミリーサポートを利用している児童が2人、預かる人がおらず休職中の人が2日時点で、把握している分で3人となっています。それ以外の8人については、職場で保育している方もいますが、全体としては把握されていません。

保育所入所待機児童問題の抜本的な対策として、2017年度の施政方針で、幼稚園の2年保育の実施計画が表明されました。「待機児童問題の抜本的な対策」が2年遅れで、今年度から実施されたにもかかわらず、問題は解消されていません。働く親にとっては深刻な問題で早急な対策が必要だと考えます。そこで質問します。

(1) 待機児童問題が解消されない要因は何なのか。

(2) 今後数年間、待機児童が出ると考えられますが、その対策としてどのようなことを実施する計画なのか。以上、2点について質問します。

2点目(仮称)「夕日を観る丘」の設置について、質問します。

村は「夕日とロマンのフラワーアイランド」をキャッチフレーズに、観光事業を推進しています。民泊を行っている皆さんが、子どもたちに夕日を観せるため、灯台の方に行くのをよく見かけます。西崎区民からは、村は夕日を売り物にしているが、島から観る夕日で最も美しく見える場所は、何の障害物もなく、水平

線に沈んでいく夕日を観ることができる西崎ではないか。

灯台線で観る夕日も美しいが、灯台線よりも一段上を通る米軍の管制塔に行く道路の管制塔より手前にいい場所がある。そこから観たら海の近くまで広がる牧草地や、右を観ると灯台も観える。日没手前には夕日が海面に反射した風景や雲のある日は日没寸前に照らされる雲と夕日の姿は何とも言えない。観光の目玉のひとつに夕日を掲げるならば、それを観る施設をぜひつくってほしい。との要望があります。

私も西崎区民が提案する場所に、何度も観に行きましたが、夕日を観る場所としては最適だと思います。(仮称)「夕日を観る丘」の設置はできないかどうか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉 實議員の1点目「保育所入所待機児童対策について」の御質問にお答えをいたします。

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、村においても保育料の軽減、2年保育の実施等、各種子育て支援を展開してきたところでございますが、待機児童の解消については、対策がおこなわれていることは否めないところでございます。

1つ目の、「待機児童問題が解消されない要因は何なのか。」について、お答えをいたします。率直に申しますと保育士(人材)不足と施設の狭隘の問題でございます。保育士については、産休や育児休暇の代替保育士の確保が困難なことや、施設については中央保育所の手狭さ等が要因でございます。

2つ目の、「今後数年間待機児童が出ると考えられますが、その対策としてどのようなことを実施する計画なのか。」についてお答えをいたします。

現在、中央保育所の新築に向け取り組んでいるところでございます。令和3年度供用開始から令和10年度までの0歳児から3歳児までの保育受入人数を168人から175人程度と見込んでおり、若干の増員にも対応でき、また、新しい機能(子育て支援室)を持った施設を計画していますが、計画の実現には保育士の確保が絶対要件だと認識をしているところであります。保育士の確保については、引き続き県内外へ広く公募し、本村での就労につながるよう努め、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目、(仮称)「夕日を観る丘」の設置についての御質問にお答えをいたします。

本村は、「夕日とロマンのフラワーアイランド」をキャッチフレーズに、自然や文化、ゆりやハイビスカスなどの花を島の魅力として認知度向上を図り、地域活性化や観光振興を推進しているところでございます。

御質問にあります(仮称)「夕日を観る丘」を先日、確認させていただきました。議員お説のとおり、高台からは、開放的に広がる草地と海が望め、水平線に沈む夕日を眺めるには、とても素晴らしいロケーションだと思っております。情報提供を頂きました西崎区民の方々に感謝を申し上げる次第であります。

御要望の(仮称)「夕日を観る丘」の設置についてでございますが、御承知のとおり、当該区域は伊江島補助飛行場提供施設内であることから、利用等については、沖縄防衛局及び米軍等との協議が必要と考えられ、安全面での配慮や周辺用地との関連性も含め、慎重に対応すべき内容だと認識しているところでございます。

まずは、(仮称)「夕日を観る丘」について、提案のあった西崎区民の方々と意見交換を行い、利用方法等について検討を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

2回目の質問を行います。待機児童問題が解消されないことの要因は、ひとつには施設が狭隘であること。

特に中央保育所の施設の狭隘があることが指摘されているんですが、2つ目に絶対的な条件として、計画の実現に保育士の確保が絶対条件だということが述べられています。今の中央保育所は、定員60人に対して68人、満杯です。ところが東保育所は、定員90人に対して84人とまだ余裕があります。今、待機児童をなくすために、保育所の定員の125%までは入所させてもいいということになっていますが、東保育所については125%、入所させるならば112人までは可能ということになります。ところがそれができないから待機児童が出ているわけで、待機児童が出る絶対的な条件が、ここに書かれているとおり保育士の確保ができないということだと思います。かつては児童福祉法で、保育に欠ける子については、自治体が責任をもって対処するということがありました。2017年に法律改正等があって、今は「保育に欠ける子」ではなくて、「保育を必要とする子（幼児・児童）」になっているそうですが、法律が変わって、この呼び方が変わったとしても、自治体には待機児童を出さないという責任があると思いますが、村長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

当然のごとくこの文言は変わっておりますが、児童福祉法の精神は堅持されていると思っておりますので、当然村の責務として、必要とする子どもたちの保育には、村が一生懸命、取り組まなければならないと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

村長、保育士の確保に一生懸命頑張るということだったんですが、現在13人、それから今後3月までに、今9月生まれの予定が4人いるそうです。これは医療保健課の調査ですが、9月出産予定が4人、10月が3人、11月が1人、12月が2人、1月5人、2月が3人、3月が2人の出産予定があるそうです。この出産予定のうち、9月生まれは3月までには入所できる6カ月以上になりますから、入所可能な月数になります。この4人を加えますと17人が待機児童になるということになります。今村長、保育士確保のために、一生懸命頑張るということを言われたんですが、村には待機児童を出さないという義務があるわけです。保育士を確保できない場合はどうするのかという問題があるんですが、どういうことをやる計画ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

名嘉議員の御質問に、適正な答弁なのかはわかりませんが、ただ今考えていることを少し話をさせていただきます。

現在、行っています沖縄県保育士・保育所総合支援センターを通しての公募や県内の専門学校の人材募集を引き続き継続していく。その中で退職者の再雇用、あるいは村関係者の有資格者への呼びかけを粘り強く行い、また児童に招聘活動をしていく中で、新しくできる中央保育所の新築に向けて保育士の確保を行っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

新しい保育所の建設に向けてという話でしたが、新しい保育所ができて、定数は少し拡大したとしても、計画の実現には保育士の確保が絶対条件だと書かれているんです。皆さん、頑張っていることはよくわかる

んですが、保育士を確保できない場合、どうするのかということがあるんです。新しい保育所ができたとしても、同じような問題が今後とも生じていく可能性があると思いますよ。どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

御存じのとおり、施設の部分は解消されても、人材不足マンパワーの部分はもっとしっかり取り組まないで待機児童の完全解消には結びつかないというような御質問ですから、その辺は同様な考え方であります。そういう中で、私も常々申し上げておりますが、やはり法的な保育の部分と、田舎ですから離島でそういう公立の保育所で保育を一生懸命やるという部分もありますし、都会でしたら民間を活用して、待機児童の軽減につながっているわけです。担当課には、村の保育所を退職した人を中心に、そういう民間の活力を活用した保育所。認可保育所、その辺の可能性については、どうなのかということ常々研究するように言っておりますが、現実では非常に難しいということであります。私の中ではその辺の組織体制ができれば、今の中央保育所が新しく新築したときに、古い施設の使用の問題もありますが、そういう中で民間の皆さんがその辺を担っていただけるようなことがあれば、ひとつの手段だと思っております。また今預かり保育をしている民間の施設の保育所もありますが、保育士の確保には非常に難渋をしているという話も聞いております。意見交換をして、一緒になって人材確保に努めていくという部分でございます。

これは伊江島だけではなくて、沖縄県の全体の中においても、保育士の確保は各市町村、都会でも非常に困難を極めておまして、各自自治体においては、それなりの保育士の待遇、政策も個別の施策として立ち上げて、保育士がこの自治体を希望するような取り組みをやっております。本島でも厳しい、それで離島もです。その辺も含めまして、通常のこれまでのやってきた保育士の確保対策にあと一步、踏み込んだという支援策をやらないと、離島である伊江村には、なかなか保育士の皆さんは来てもらえないかという実感もあります。今後その辺も含めながら、伊江村にいるまた保育士のマンパワーも大いにお願いをしながら、今後保育士の確保に万全を期していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

保育士不足を招いた原因は、今まであまりにも保育士の仕事の内容が、人の子どもの命を守る重要な任務を持っている仕事であるにもかかわらず、待遇が悪いということで、資格を持っていた人たちがやめていった。待遇が悪くて、そういうものが伊江島でもありました。有資格者が待遇が悪くて、正職員にもなれないということで、やめていった方も私は聞いています。それが現在の保育士不足に至っているんじゃないかと思っております。

今後、全国的な問題ですが、保育士不足は、待遇をよくしない限り、職員の定数条例があるからといって、その定数条例に縛られて、職員を正職員にしないということが続けば、今後も保育士の確保は厳しいのではないかと私は思っています。保育所問題については、これで終わります。

次に、(仮称)「夕日を観る丘」の設置については、情報提供をいただきました西崎区民の方々に感謝を申し上げるということになっているんですが、その後に提供地内であることから、防衛局とそれから米軍との協議が必要であるということが言われています。私はこの場所が提供地内であることを承知の上で、この夕日を観る丘(仮称)ですが、これについて質問、提案をしました。ずっと前からこれやってくれということでは言われていたんですが、提供地内であるということから、今までやってこなかったんです。写真を今年の7月25日の19時05分から19時20分、15分間で撮った写真です。この写真は夕日、落ちる寸前、夕日が海に反

射して、きれいな情景だと思います。それからこれは05分です。その後13分あとには、夕日が真っ赤になって、きれいな夕日だなというような状況になっています。その2分後、今度は太陽が沈んだあと、雲の下から光が放射状にのびて、非常にきれいなわずか20分でこういうふうに景色がどんどん変わっていくという状況にあります。

きのうも民泊の皆さんが2グループ、1グループは下のほう、1グループは上のほうに来ていたんですが、この施設をぜひつくってほしいと考えています。沖縄防衛局と米軍と協議が必要であるということですが、提供地内には民家もありますし、その他の施設もいっぱいあります。村の施設としては、湧出の展望台もあります。あれも提供地の中です。ですから今後、防衛局あるいは米軍と交渉していくとするならば、どういう内容になると考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

議員のおっしゃるこの施設というのがどういったものなのか今、想像がつかなくて、明確な回答ができませんけれども、やはりこの提供施設内ということからしますと、防衛局に対して事前協議をし、こういうものをつくっていきたい。こういうふうに整備をしていきたいという部分の協議は必要であろうと。正式にどういった協議をしなければいけないかというのは今、明確に説明できなくて申しわけないんですけれども、また現地との調整も必要ではないのかなと思っております。

先ほども村長から答弁がありましたけれども、2つの視点があると思います。観光としてその夕日を観るために、民泊の子どもたちとか、観光客とか村民がその夕日を体感したくていらっしゃる。この気持ちについては、重々認識できるんですけれども、一方でそこは米軍施設の提供施設内であるという部分の特殊性があるということもありますので、そこに一般の住民とか観光客を誘導していくといたしますか。そういったものが実際に村として、できることなのか。その辺も踏まえて防衛局と協議をしていく必要はないだろうかと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この夕日を観る丘（仮称）を提案した方は、非常にロマンチストで、夕日だけではなくて、夕日を観たあとは日が暮れると。日が暮れると今度は星がきれいに観えるということで、屋根はいらないと。少し勾配がありますから、水平になるように少しかさ上げをして、落ちないように柵をつくる程度でいいんじゃないかと。雨降りは夕日は出ませんから、屋根もいらない。そういう簡易な施設がいいんじゃないかと言っています。一番地元の住民は、これをつくられても何の利益もないんですよ。はっきりいって。ところがこれを見る施設をつくるためには、道路の拡幅の整備が必要になります。この場所から東のほうには、堆肥盤がありまして、その東、それから南も舗装されています。これは途中でアスファルト舗装は中断して、それから米軍の管制塔に行くまでは、今はでこぼこだらけで雨が降ると水が溜まるほどの大きなくぼみがあります。そこを整備をして、道路を舗装してくれと。というのが地元としては、この展望台とセットして、道路を拡幅して整備してもらおうというのがメリットなんです。そういう工事をぜひやってほしいと言われていたんですが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほど政策調整室長が答弁した部分について、若干触れたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時58分)

再開します。

(再開時刻11時00分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉議員の質問のあったその道路の件については、これまでもそういう要望も私も直に聞いておまして、実情も理解をしているところでありますが、提供施設ということで、いろいろな制約があるということでも申し上げながら、御理解をいただき、ここまできているわけですが、再度正式な部分でできるのかどうなのかを含めて、できないときはもっと今よりは現状が改善されるような方法がないのかを含めて、今後しっかりとその道路の件についてはやっていきたいと思っております。

夕日を観る丘（仮称）についても、しっかりと対応をしながらやっていきたいと思ひますし、またひとつの提案としてG Iビーチのような多くの皆さんが訪れて、島の観光地、観光施設みたいになっておりますので、まずはその辺の実績を兼ねながら、施設の設置に向けて、みんなのコンセンサスといいますか。その辺を集約しながら整備に向けて取り組んでいければと思っております。

まずは調整はしないではありません。しっかりと防衛局、米軍とやっていきたいという部分で、西崎の区民、あるいは議会で求められたら、答弁をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

答弁書で防衛局と米軍との協議の必要があると。それと同時に提案のあった西崎区民の方々と意見交換を行う必要があると書かれています。どっちを先にやる予定ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

ただいまの名嘉議員の御質問につきましては、観光資源としての活用という部分を踏まえて、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず順番につきましては、地域として、村として、どういった観光の資源として活用するかというスタンスについてを固めておくほうが、優先すべきではないかと考えております。まずは西崎区民の方々であったり、この観光に係る事業者等も含めまして、村のスタンスを固めることを優先して、議論をして、意見交換を先に行いたいと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私が書いた西崎区民というのは、まだ少数ですから、ぜひ西崎のほかの皆さんの意見も聞いて、この私は議員の皆さんからもぜひ、これは実現するように頑張ってくれと言われております。西崎区民の皆さんの意見も、それから議会の意見も十分に聞いて、そういう美しいものを純粋に子どもたちに見てもらおうと。あるいは一般観光客にも見ってもらおうという施設をつくっていただきたいと思ひます。以上で終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

日程第2 報告第11号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第11号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、報告をさせていただきます。

本報告につきましては、去る7月23日に開催をされました同公社の理事会において承認されました、平成30年度事業報告及び決算報告について、報告をするものでございます。地方自治法第283条の2項に基づく報告でございます。別添に報告書を添付しておりますので、後ほど、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで報告第11号は終わりました。

日程第3 報告第12号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第12号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたしたいと思っております。本件につきましては、平成30年度決算に基づき算定いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。初めに、財政健全化判断比率についてでございます。本村の財政健全化比率の判断を示す4つの項目のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、それぞれハイフンとなっております。実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表しております。早期健全化基準よりも大きく下回っており、良好な状態でございます。

もう一つの実質公債費比率につきましては、今年度は昨年度より0.3%増の4.9%でございますが、これにつきましても、早期健全化基準の25%に比較し、極めて低く良好な状態を示しております。

次に資金不足比率については、伊江村水道事業会計、伊江村船舶運航事業会計ともにハイフンで、赤字額がないことを示しております。健全比率20%を大きく下回っており、良好な状態でございます。なお、普通会計財政健全化審査意見書と水道事業会計及び船舶事業会計、それぞれの財政経営健全化審査意見書を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。これで、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで報告第12号は終わりました。

日程第4 議案第47号 本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第47号 本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

本部港荷さばき施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必

要があるため、この条例を提案するものでございます。

なお、本施設につきましては、本部港にある現在、伊江貨物がやっております荷さばき施設のことでございまして、10月中の完成をめどに予定をしております、その前に本条例を制定したいということで提案をするものでございます。

ページを開けていただきまして、本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例を御説明申し上げます。第1条は（設置）でございますが、地方自治法の244条の2第1項の規定に基づきまして、村民の日常生活必需品等を安心安全に荷さばきし、利便性の確保を図るため、本部港荷さばき施設（以下「荷さばき施設」という。）ということで、設置を定めてございます。

第2条（名称及び位置）ですが、名称は「本部港荷さばき施設」、位置としまして、「本部町字崎本部石川原5212番地」に、位置を設定してございます。

第3条は（指定管理者による管理）指定を受けるところの皆さんの管理のことでございます。

第4条は（指定管理者の業務の範囲）を1号から5号まで定めております。

第5条は（使用の許可）ということで、荷さばき施設を使用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ということにしております。もちろんこれにつきましては、後ほど提案いたします指定管理者の指定についての議会の議決も必要だということにございますし、それと使用する方、この使用の許可につきましては、荷さばき施設を使用する者のことでございます。

第6条（利用料金）ですが、荷さばき施設の利用に関する料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。第2号で、利用料金は法第244条の2第9項の規定に基づき、この規定は、つまり後ほど船舶運航条例の貨物運賃についても、今回消費税の増税に基づきまして、変更がございまして、それらの条例で定まった料金のことを示しているというふうに御理解していただければと思います。その他、それに基づかない貨物については、村長の承認を得ると、料金についても得て、指定管理者が定めるということの内容の利用料金の項目でございます。第7条は（委任）。

附則といたしまして、この条例は、令和元年11月1日から施行していきたいと考えております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

この6条ですけど、荷さばき施設の利用に係る料金となっておりますけれども、現在、私どもが荷物を本部に持っていく場合、伊江貨物に預けますよね。そうすると伊江貨物の預け料として今、支払いをしているわけですけども、これができると向こうの荷さばきで取りますよね、荷物は。そうすると荷さばき料、施設の利用としてもまた別個の支払いをしないといかんということになるんですか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

そういうことではなくて、現在と全く変わらないということです。現在においても指定管理制度が地方自治法でできる前に、もう既に本村の貨物については、条例に基づく運賃をとっておりますから、これまでと何も変わらないということです。あくまでもこれまでと変わらないというふうに御理解をいただければと。つまり新たな利用料金はないということです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

であれば、今は貨物の値段として支払いしているわけですよね、今、副村長がおっしゃっているのは、現在と変わらないということであれば、この荷さばき施設の設置及び管理に関する条例のいう6条の荷さばき施設の利用に係る料金、これ合っていますか。

ここでは「荷さばき施設の利用に係る料金」としかありませんよ。その辺どうですか。

貨物運賃として、我々は支払いをしているわけですが今はね。村が決めた料金ではあるんだけど、伊江貨物がつくった現在ある荷さばき場所において、向こうにとっても料金は取られないんですよ、荷さばき料としては、今は無料なんです。この条例が発効すると、ここでいう6条は荷さばき施設の利用に係る料金となっているけど、「それで合っていますか」と聞いているんです。

条例で決めてあるのに、料金を取らないというのは、おかしいんじゃない。となりませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

つまりこの施設を活用をして、「この荷物をフェリーに乗せてください」という運賃料金をここで取るということです。そこの施設に預けて、預かったものをフェリーに乗せるための荷さばき手数料だというふうに御理解いただければ。文言があたっているかどうかということですが、他市町村の分も含めてすべて調べてすべての市町村を参考にしながら、これについてはそのようにしていますが、そういうことでそういう文言を使っているということで、あくまでもこの施設のことですから、こちらでどのように書くかということ、この施設を活用して、貨物何とか料というふうにならば、もっとわかりやすいと今、おっしゃっていると思います。この施設を活用をして、活用する方はそこに預けて、「船にどうぞ乗せてください」という料金を取りますよということの御理解をいただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

副村長が言っているのを私は理解しているんです。ですけど、この次に出てくる議案第50号では、伊江貨物運賃表というのがありますよね。この貨物の料金を取るわけでしょう。これまでも今、取っているわけでしょう。それで私はいいと思ったんだけど、その中に荷さばき施設の利用料金にかかるとなると、この料金については、法244条の2第9項に基づいて、村長の承認を得て指定管理者が定めると。この施設の利用料金を定めるというふうになっているんです。ですからこれ合っていますかと私はさっきから言っているわけですよ。無料じゃない。

施設を利用するのに、「荷物を置くのは、金は取りませんよ」と、今も取っていないと思います。これは私は無料だと思うんですが、なのにそれなのにそこで「第6条を書く必要があるか」と私は言っているわけです。そう思いませんか、村長。

ほかの市町村はわかりませんよ。私はただ疑問に思ったから今、言っているのであって。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時33分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

私の第6条第2項の説明の中で、この「利用料金は法第244条の2第9項の規定に基づき」というのを、私が拡大解釈をしてしまいました。と申しますのは、私はそのときの説明で、その規定に基づきというのは、村条例に定めたという、「定める」という条項が地方自治法であります、それらを船舶運航条例の貨物運賃表も含めたものであると御説明しましたが、それらについては、訂正をして、削除をお願いしたいと思います。これはあくまでも、島袋義範議員から指摘がありました「この施設にかかる管理」のための利用料金であり、例えばそこに条例で定めるときに、定まっていない。例えば、新たに指定管理を受ける側が、冷蔵庫を設置したり、冷凍庫を設置したりして、長時間そこに荷物を預かったときに、電気料が発生するので、それらについては、村長の承認を得て料金を取っていいですよ。となるだろうと思いますし、そのような解釈であると思います。

そこで先ほどの説明を削除していただいて訂正をして、おわびを申し上げたいと思います。確かに現状は、貨物の取り扱い上で、荷物を預かったときには運賃料を取っているわけです。そういう現実的な解釈を周知していくために、私はこの条例を拡大解釈、自治法を拡大解釈してしまいましたので、おわびして訂正をしたいと思います。以上であります。

なお、この条例は、令和元年11月1日から施行したいと思いますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 伊江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第48号 伊江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

なお、今回の主な改正内容でございますが、今回の改正は社会において、特に女性。旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で、旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票やマイナンバーカード等への旧字、つまり旧姓を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録証明、事務書類要領の一部も改正されます。改正されたことによりまして、申請をした方に限り住民票や個人番号カード等への旧字（旧姓）の記載が可能となることから、旧字による印鑑登録

を行うことができるようにするために、本条例の改正が必要となったということが主な改正の内容でございます。

なお、条例の改正の内容等につきましては、住民課長から御説明させていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

それでは新旧対照表にて、御説明申し上げます。

1 ページお願いいたします。第2条中「本村の」を「本村が備える」に改めます。

第5条第2項第4号については、印鑑登録をする際の氏名記入について記載をしておりますが、氏に変更があった方の住民票に旧氏の記載がされている場合は、氏名と旧字が併記できることを追加しております。同条3項の「磁器テープ」を「磁気ディスク等の記録媒体」に改めます。

第6条第2項第1号は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う文言の整備を行っており、第2号中その他「氏名」の次に、「旧氏又は通称」を加えます。

2 ページをお願いします。第10条第3項中「磁器テープ」を「磁気ディスク等の記録媒体」に改める。

第13条第1項第6号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更が者にあつては、住民票に記載がされている旧字を含む。)」を加えます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日からの施行日と定めます。

以上で、改正内容についての御説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

これは夫婦別姓にした場合のことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

夫婦別姓ということが対象かという御質疑ですが、今国のほうから示されているQ&Aというのがございますが、その中では夫婦別姓ということよりも、夫婦となりまして、新しい氏に変わった方で、先ほど来、副村長からも御説明ありましたとおり、社会的な通称において、旧氏を使ったほうがやりやすい、活動しやすいという背景もございまして、旧氏の印鑑登録ができるということですね。申請があれば、住民票の記載に、新しい氏と旧氏が申請された方、希望される方がいらっしゃれば、印鑑登録も旧氏で印鑑登録ができるということで、今示されております。

夫婦別姓という部分における解釈についての、国からの示されたものについては、今のところすみません。まだ来ておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 伊江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 伊江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第49号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

令和元年10月1日から消費税が引き上げられることによりまして、伊江村水道事業給水条例の一部を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。

条例の改正内容につきまして、公営企業課長から説明させますので、また御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

御説明いたします。提案理由につきましては、副村長から御説明ございましたが、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第23条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第26条第1項第1号中「252円」を「257円」に、「126円」を「128円」に改める。ということでございます。

附則、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2. 改正後の伊江村水道事業給水条例第23条及び第26条の規定は、令和元年10月1日以後に給水契約を行った水道料金及びメーター使用料、また、令和元年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。としております。

附則第2項につきましては、経過措置でございます。その経過措置について、御説明をいたします。本村の水道料金は2カ月分をまとめて請求しております。検針はその間1回行っており、10月に請求いたします8月、9月分の水道料金は、9月中に検針したものを確定して請求してございます。そこで次回、10月、11月分の水道料金については、9月分の水道料の使用が含まれていますことから、税率改正前の8%が適用されます。以後、12月1日以降に検針した12月、1月分の水道料金からは消費税率が10%が適用されます。ということで、令和元年10月1日以降に、また令和元年11月以降に新たに給水契約を行ったものについては、消費税10%が適用されるということになっております。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論あり」の声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

反対する立場から討論を行います。

消費税が課税されて3%から始まったんですが、1989年から始まりまして。3%、5%、8%に3回課税、2回増税され改定されたんですが、今回4回目の改定にするという目標にしているんですが、過去の1989年から2018年まで、消費税の税収は349兆円と。一方、法人予算税の税収は280億円減になっている。これは消費税が法人税の減税のために充てられているということが証明されます。

今回の10%への引き上げについて、琉球新報の社説、これは9月2日の社説ですが、政府は増税について、年金などの社会保障費や幼児教育、保育の無償化の財源にあると説明するが、そもそも消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性の課題を抱える。軽減税率も高所得者ほど恩恵は大きい。困窮者はさらなる家計負担を強いるような増税のあり方には、大いに疑問がある。増税は見合わせ、法人税は所得税とのバランスを含めて、税制全体を議論し直すことが必要だという社説が9月2日の時点で、社説として掲げられています。私たち、日本共産党の消費税にかかわる財源プランを、大企業に中小企業並みの法人税率、それを課税することによって4兆円の増収、それは大株主優遇税制を正して、所得税の最高税率を引き上げることによって、3.1兆円の増収、それと米軍へのおもいやり予算などを廃止することによって0.4兆円、合わせて7.5兆円が確保できるという財源プランを持っています。ですからこの消費税水道料金への消費税への転嫁、それと次の船舶運航事業の運賃の改定、10%への改定、まとめて反対討論はできないと思いますが。この水道料金の消費税10%への引き上げについては、反対をいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に、原案に賛成者の発言を許します。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

議案第49号に賛成の立場から討論を行います。

本条例改正は、令和元年10月1日から引き上げられる消費税による対応であり、適正に処理されているものだと考えます。本条例の改正にあたっては、本村だけ反対するような性質のものではないということをし上げ、賛成といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はございませんか。

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

これから議案第49号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって、議案第49号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第50号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

令和元年10月1日から消費税が引き上げられることによりまして、伊江村船舶運航事業条例の一部を改正

する必要があるために、本条例を提案申し上げます。

なお、条例改正条例につきまして、担当の公営企業課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

御説明いたします。令和元年10月1日より消費税率が「8%」から「10%」へ改正されるため、運賃に転嫁するものでございます。

改正は第4条中、別表第1号、別表第2号及び別表第3号を次のように改めるということで、新旧対照表の改正前と改正後の比較表で説明いたしますが、まずはじめに基礎となります消費税8%から10%への転嫁の計算方法でございますが、国の要綱に基づき計算を行っております。現行の大人「720円」には、消費税8%が含まれております。その8%を除いた額に10%をかけて、四捨五入の10円単位にまとめた計算基礎となっております。具体的な計算式でいきますと、大人片道「720円」を「1.08」で割りまして、それに「1.1%」10%かけることで「730円」という金額を求めております。その計算をもとに別表第1号、1ページになります旅客運賃を定めております。大人片道運賃「720円」が「730円」へ10円の増額ということになります。小人片道は大人の半額と定められており730円の半額「365円」ですが、四捨五入で「370円」となります。改正前の「360円」から10円の増額となります。それから同じく1ページでございます。別表第2号になります。これは自動車航送運賃を定めておりまして3メートル未満で現行「2,480円」が「2,530円」へ50円の増額。計算式でいきますと、旅客と同じでございます。現行の「2,480円」を1.08で割りまして、「1.1」をかけます。そうしますと「2,526円」という金額が出てまいります。その6円を切り上げまして、「2,530円」という改正になります。以後、車の長さの定めによりまして、同計算式で運賃を改正するもので、その金額につきましては、省略したいと思います。

次に別表第3号、2ページをお願いいたします。これが貨物運賃を定めてございます。品目が多岐にわたっておりますので、2ページから10ページまでの品目がございます。計算式はこれまでと同じであります。金額が低いということで基準を5円単位といたしまして、1円、2円を切り捨て、3円、4円を切り上げ、また6円、7円を切り捨て、8円、9円を切り上げといたしております。最初でございます。豆類1点をとりますと、現行で「237円」ですが、それを「1.08」でわりまして、また「1.10」をかけますと、「241.39円」になりますので、1円の位を切り捨てまして、「240円」となります。その後の品目につきましても、同じ計算式によりまして改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するとしております。また別添配付いたしました参考資料につきましては、往復割料金、離島住民割引料金はこの条例では定めておりませんので、参考のためにお配りしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今回の10%への消費税の引き上げ予定については、複数税率8%と10%、食料品については8%にすると。小売店では8%食料品については8%、これもいろいろとあるようですが、基本的には8%にすると。ところが運賃については10%にするということは、小売店に対しては利益が圧縮されるということにはなりませんか。この食料品8%、小売業時点で8%対象になる品目はどれどれですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

このことは運搬賃ということで、消費するものではなくて、運搬賃を定めておりますので、すべて10%で改定するものでございます。

食料品のことですが、別表第3号に書いてある豆、ラッキョウ、その他農産物というのも食料品かと思いますが、ただこの中で軽減税率8%となるものというものについては、こちらは承知していないところで、この料金につきましては、先ほど申しましたとおり、運搬する料金ということで、消費するものではないということで説明にかえさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論あり」の声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

反対の立場から討論を行います。

先ほどの水道料金の改定でも討論をしましたが、全く同じ内容で反対討論とします。同じことを繰り返すのは嫌ですから、全く同じ理由で反対討論とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に、原案に賛成者の発言を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

賛成の立場で討論を行います。

議案第49号同様、法律の改正によって消費税が引き上げられると。それに伴っての本村の船舶事業の品物の改定でありますので、自治法でこれ反対するような性格のものではないと思ひまして、賛成いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はございませんか。

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

これから議案第50号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって、議案第50号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第51号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、伊江村税条例の改正を行う必要があるために、本条例

を提案するものでございます。

非常に込み入った内容になってきますので、後ほど、住民課長から細かく説明はさせますが、まず今回の改正は大きく5点ございます。

まず1点目ですが、1点目に個人村民税申告書における記載事項の簡素化が、まず1点です。

2点目としまして、子どもの貧困に対応するための個人村民税の非課税措置が2点目です。

3点目には、消費税引き上げに伴う軽自動車税、環境性能割の税率軽減のための改正です。

4点目には、軽自動車税の種別割のグリーン化特例、これは軽減課税の見直し。

5点目には、法人村民税の電子申告に係る見直しということで、大きく5点ございますが、詳細につきまして住民課長に改正内容を含めて説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

それでは新旧対照表にて御説明いたします。

1ページお願いします。第1条、第36条の2につきましては、所得税確定申告書の簡素化に伴い、個人村民税申告書を同様に簡素化する改正内容となっております。36条の3の2は、個人村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書において、単身児童扶養者に該当する場合には、その旨を記載するとなっております。第36条の3の3は、前条と同様に個人村民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書において、単身児童扶養者に該当する場合には、その旨を記載する内容及び関係法令の条文改正となっております。

2ページをお願いします。第36条の4については、第36条の2の改正に伴う条文の整備でございます。すみません。飛びまして8ページをお願いいたします。8ページの第2条中、第24条でございます。個人村民税の非課税の範囲を単身児童扶養者にも広げる改正内容となっております。第1条の36条の3の2から、この第2条の24については、子どもの貧困に対応するための個人村民税の非課税措置として国から示されております。事実婚状態でないことを確認した上での児童扶養手当の支給を受けており、かつ前年の合計所得金額135万円以下のひとり親に対しまして、個人村民税非課税とする改正内容となっております。

すみません。戻りまして、3ページをお願いいたします。第85条については、伊江村では賦課期日後にナンバーを交付した原付バイク等には、軽自動車税の普通徴収による徴収は行っていないことから、ただし書きの部分から削除いたします。第86条は、第85条ただし書きの条文削除に伴う条文を削除に変更いたします。

附則第9条は、去る6月議会において専決処分による条例改正の承認をいただいた条文に誤りがあったことによる改正でございます。8段中「村」を「市」へと改正します。附則第15条の2については、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。消費税率の引き上げに伴う対応といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した地方税法第451条第1項第1号に掲げる軽自動車、つまり電気自動車等に対しまして、軽自動車税の環境性能割を課さない内容となっております。

4ページをお願いします。附則第15条の2の2については、平成31年3月議会において条例改正を行った附則第15条の2を、附則第15条の2の2とし、2項、3項、4項を加えます。3月議会の改正時におきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、県が当面行くと1項で定めております。今回の第2項では、国が定めた燃費達成基準に基づき、県知事が区分判断する内容となっております。第3項、第4項につきましては、納付すべき額に不足額が生じた原因が、偽りやその他不正の手段によった場合、環境性能割の不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算する内容となっております。

附則第15条の6に3項を加えます。これは令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税については、平成31年3月議会において条例改正を行った環境性能割の税率を、それぞれ1%分、

軽減する内容でございます。

5ページをお願いします。附則第16条については、軽自動車税の種別割の税率の特例となっております。平成31年4月1日に専決処分した条例改正の税率の特例を令和元年度に取得した場合は、令和2年度分の軽自動車税種別割に限り、令和2年度の取得した場合は、令和3年度分の軽自動車税種別割に限り、期間を延長する条文となっております。2項の対象車両、こちらにつきましては電気自動車等になっており、種別割税額を75%軽減します。

6ページをお願いします。3項の対象車両は2020年度を燃費基準、プラス30%達成車でございます。こちらにおきましては、種別割税額を50%軽減、4項の対象車両は2020年度を燃費基準プラス10%達成車で、種別割税額を25%軽減する内容となっております。

7ページをお願いします。附則第16条の2は、平成31年3月議会の条例改正において、条文を削除としましたが、種別割の創設に伴い第1項、第2項、3項を加えております。

8ページをお願いいたします。第2条による改正で、附則第16条第5項では令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車の種別割税額を取得した翌年度に限り軽減する改正条文となっておりますが、この改正では、電気自動車等のみが75%軽減対象となり、2020年度燃費基準プラス30%及びプラス10%達成者については、軽減対象から外れる内容となっております。

9ページをお願いします。附則第16条の2については、前条第5項を加えたことによる条文の整備でございます。

10ページをお願いします。第3条による改正は、平成31年3月議会での伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。附則第15条の6第2項では、「については」、の次に「、当分の間」を加え、同条附則第16条第1項は、初年度登録から14年を経過した軽自動車税の種別割を経過した翌年度から重課税する内容となっております。

11ページをお願いします。第4条による改正は、第48条第1項から、14ページの附則第2条第4項におきまして、平成30年9月議会での伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部改正になっております。内容といたしましては、大法人への法人村民税の電子申告の義務化、創設に伴いまして、申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の緩和措置等についてとなっております。

最後の13ページをお願いいたします。なお、本条例改正の附則といたしまして、第1条では、この条例は令和元年10月1日から施行する。と規定しておりますが、10ページの第3条による改正、及び11ページから13ページにかけての第4条についての改正につきましては、公布の日からの施行といたします。

1ページの第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、2ページの第36条の4につきましては、令和2年1月1日からの施行。8ページでございますが、第2条による改正の第24条については、令和3年1月1日の施行日。

附則第16条及び、9ページの附則第16条の2については、令和3年4月1日からの施行日とそれぞれなっております。

第2条では、村民税の経過措置といたしまして、前条第2号に掲げる規定による改正後の伊江村税条例第36条の2、第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に、令和2年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合、及び同日以後に令和元年度分までの個人の村民税にかかる申告書を提出する場合については、なお従前の例による。とします。2項では、令和2年新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の日、規定の施行の日以後に支払いを受けるべき、伊江村税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する。令和2年新条

例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用とします。3項では、令和2年新条例第36条3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に、支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用とします。

第3条では、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊江村税条例第24条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。とします。

第4条では、軽自動車税の経過措置といたしまして、第1条の規定による改正後の伊江村税条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得した三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用とします。2項では、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用とします。

第5条では、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊江村税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。と定めます。

以上で、改正内容についての御説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

住民課長ですか。今の説明で、みんなにわかってもらうようにするために説明しましたか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

すみません。私どもの説明でちょっと長々となって、端折ってもっと簡素化、簡略化してわかりやすく具体的にすべきと、説明に欠けていたのであればおわびいたします。いろいろと条例、軽自動車税が特に改正のまた改正等もございまして、私の説明では足りない部分があったことについて、おわびいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時19分)

再開します。

(再開時刻14時22分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論あり」の声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

.....
.....
.....

.....
.....

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

.....
.....
.....
.....
.....
.....

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はございませんか。

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

これから議案第51号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって、議案第51号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時27分)

再開します。

(再開時刻14時40分)

ただいま10番 名嘉 實議員から、先ほどの発言部分を取り消したいとの申し出があります。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

.....
.....
.....反対討論をしました
が、その部分について、反対討論の部分撤回して賛成をしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、10番 名嘉 實議員からの申し出の発言部分の取り消しを、許可することに決定しました。

続きまして、9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

先ほどの.....
.....先ほど申し入れがありましたので、私の賛成討論も発言を撤回したいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、9番 内田竹保議員からの申し出の発言部分の取り消しを、許可することに決定しました。

日程第9 議案第52号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第52号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についての、提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更につきましては、北部広域市町村圏事務組合の共同処理事務である北部広域ネットワークの管理運営に関する事務に国頭村を加えるため、同規約を変更することについて地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものでございまして、提案するものでございます。

この北部広域ネットワークというのは、北部地域内の市町村を高速ネットワークで接続して、産業振興あるいは地域住民の生活福祉の向上等を図る地域情報基盤として、平成15年度から構築が始まっております。本村においては、平成25年度に既に整備が行われております。これまで国頭地区、やんばる12市町村中、国頭村を除く11市町村でネットワークが結ばれておりましたが、国頭村だけがまだ終わってございませんでした。そこで今回の2ページにあります文言には、11市町村の第3条第15号中、国頭村を除く11市町村が列記されておりますが、それらに国頭村が加わるということですから、この文言は取り消して削除していくということになっております。そういうことで、今回の国頭村への延伸がなされることから市町村を限定した文言を削除することの提案でございます。

ページを開けていただきまして、北部広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように変更するということで、第3条第15号中ということで、11の市町村がありますが、それを削るということでのものでございます。この規約は、沖縄県知事の認可のあった日から施行するというものでございます。

以上が提案理由の説明でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、並里晴男議員の退場を求めます。

[並里晴男議員 退場]

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第53号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

先ほど可決いただきました議案第47号 本部港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第3条の指定管理者による管理に基づく提案でございます。

1. 指定管理対象施設は本部港荷さばき施設でございます。位置は本部町字崎本部石川原5212番地にあります。2. 指定管理に指定する者として、伊江村字川平519番地の14、株式会社 伊江貨物。代表取締役松永好秀に指定管理を行わせたいと思っております。3. 指定する場所も施設と同じ箇所でございます。4. 指定の期間は、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間で予定をしているところであります。

御審議のほう、よろしくお願いを申し上げます。以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

[並里晴男議員 入場]

休憩します。 (休憩時刻14時54分)

再開します。 (再開時刻14時54分)

日程第11 議案第54号 伊江島蒸留所の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第54号 伊江島蒸留所の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、指定期間の満了に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するために、指定管理で管理をさせていきたいというような提案でございます。

今回につきましても、引き続きこれまでの指定管理者、伊江島物産センターに指定管理者として管理をさせていきたい旨の提案でございます。1. 指定管理対象施設が伊江島蒸留所、伊江村字東江前1627番地の3、2. 指定管理者に指定する者として、伊江村字川平519番地3、株式会社伊江島物産センター、代表取締役社長 新城良和を予定しております。3. 指定の期間が、令和元年10月1日から令和6年3月31日までの予定でございます。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第54号 伊江島蒸留所の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号 伊江島蒸留所の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻14時57分)

再開します。 (再開時刻14時59分)

日程第12 議案第55号 村営フナズ地区土地改良事業の事業計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第55号 村営フナズ地区土地改良事業の事業計画の変更についての、提案理由を御説明申し上げます。

今回の事業計画の変更につきましては、土地改良法第96条の3第1項の土地改良事業の変更等の規定により、議会に提案をしているところであります。村営フナズ地区土地改良事業の当初の計画は、ここに掲載しているとおり、施行年度が平成23年度から令和元年度、そして工事場所が、伊江村地内ということで施行する予定でしたが、この土地改良法の要件におきまして、主要工事計画に係る事業費の10%以上の返納については、事業計画の変更が必要になるという規定に基づく提案でございます。

この本地区フナズは、当初計画時において6億400万円の事業費で事業計画を策定していましたが、本地区の現状に鑑み、整備を行った結果、防風施設の整備距離や排水施設、浸透池等の事業の減に伴い、当初予定の6億400万円から4億8,700万円、マイナス33.1%の減額となったから、その土地改良法、あるいは農林省の告示、その辺の規定に基づいて事業計画を変更する必要があり、今回提案をしているところでございます。

なお別添、新しい、次のページから令和元年度計画変更、団体営土地改良事業計画概要図ということで、フナズ地区の新しい概要図、計画変更予定の概要図を添付しておりますので、その辺も御参照にしながら、御審議のほう、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

この計画変更の令和元年度となっておりますが、この事業が終わる、終了する期間というのはわかりますか。何年までなのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

採択は平成23年で採択されております。9年間事業を行ってきまして、今年度令和元年度が最終年度となっております。最後の年度で全体の工事が完了してきますので、それに基づいて計画変更するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

確認のためにお伺いいたします。2ページにあります土質及び土壌の欄に、多良間系とか、摩文仁系とか屋部系とか、そういった文言がありますが、これはこのフナズ地区においても、それ3つに分けられるということなのか。村全体からするとサンゴ石灰岩土壌、島尻マージと理解はしているんですが、そのフナズ地区の中でもさらにこの3つの土壌に分けられるということの解釈でよろしいでしょうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

2ページの土質及び土壌ということで、土壌等の区分、これは受益面積の中にこのフナズ地区の中に、そういう部分的にそういうのがあるというパーセンテージを示しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

先ほどの計画変更の村長の説明にもあったと思うんですけども、このフナズ地区、農地浸食防止工、排水施設、水兼農道、防風施設ということで計画されているんだけど、どの部分が圧縮、小さくなって減額になったのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

フナズ地区におきましては、農用地保全事業ということで、工種といたしまして防風施設工がございまして、それと水兼農道工、排水路工、この排水路工と浸透池工、4つの工種がございまして、まず防風施設におきまして、当初計画、防風林帯でございまして3,345メートルから、変更後は939メートルになっております。これはどちらかといいますと海岸線沿いの防風林帯の用地の部分が用地交渉等で用地取得ができなかったのが、主な要因でございまして。

水兼農道工、水路兼用農道でございまして。通称水兼農道といっていますが、その水路兼用農道につきましては、当初計画2,600メートルから計画変更後は3,060メートル、これは計画の中で受益者からの要望等がございまして、延長しているのがございまして。

浸透池工、これが当初計画4カ所でございました。これが変更後は2カ所になっております。その2カ所と申しますのは、先にこの地区には県営の水質保全整備事業で整備した浸透池がございまして、その浸透池の透水係数と容積と計算をいたしまして、新たな浸透池をつくらずに既存の浸透池でうまく水がはかせるという結果になったので、新たな浸透池は設置せずに、極力ある既設の浸透池で水を導いて処理したために、2カ所の浸透池が減っております。

排水路工これは通常の排水路、側溝でございまして、計画で2,496メートル、変更後では1,210メートル、これは先ほど申し上げました当初、排水路で処理をする側溝で処理をする予定を、水路兼用農道を大きくして水兼農道で排水処理をしたために排水路工が減額となったために、大きく減額となっております。すみません、訂正させていただきます。排水路工、変更では1,201メートルです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第55号 村営フナズ地区土地改良事業の事業計画の変更について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号 村営フナズ地区土地改良事業の事業計画の変更について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻15時10分)